

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2025年10月27日提出
【発行者名】	大和アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 佐野 径
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	佐竹 優子 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	財形株投（年金・住宅財形30）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

財形株投（年金・住宅財形30）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

1万口当たり取得申込受付日の基準価額とします。

（注）当ファンドにおいては、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）は原則として給与天引きとし、取得申込受付日は「勤労者財産形成年金貯蓄契約」または「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」に定める日とします。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

(6)【申込単位】

1,000円単位

(7) 【申込期間】

2025年10月28日から2026年4月24日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、「勤労者財産形成年金貯蓄契約」または「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」に定める日に、原則として給与天引きで販売会社に支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、原則として給与天引きで申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として、安定運用を行ないます。
一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信		その他資産 ()
	内 外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式		グローバル	
一般	年1回		
大型株		日本	
中小型株	年2回		
債券	年4回	北米	ファミリー ファンド
一般		欧州	
公債	年6回 (隔月)	アジア	
社債		オセアニア	
その他債券	年12回 (毎月)	中南米	
クレジット属性 ()	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ
不動産投信		中近東 (中東)	
その他資産	その他 ()	エマージング	
（投資信託証券） （資産複合 資産配分） （固定型（株式、債券））			
資産複合 ()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注1）商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド

投資対象 地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象 資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRF
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合 分固定型	資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合 分変更型	資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）		目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）		目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他		上記属性にあてはまらないすべてのもの

投資対象 地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

1

内外の公社債への投資により安定収益の確保をはかるとともに、わが国の株式部分については東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして、全体として安定運用を行ないます。

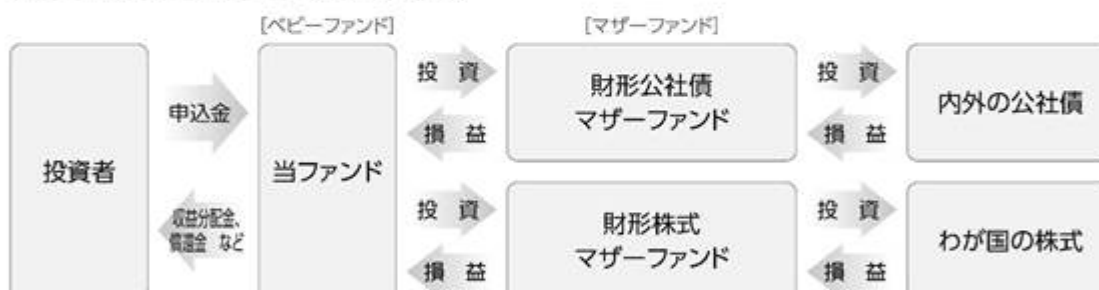
※TOPIXは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。

- わが国の株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の30%としたうえ、常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。なお、ベビーファンドから内外の公社債およびわが国の株式への直接投資を行なうことができるものとします。



2

当ファンドは、財形貯蓄制度を利用する勤労者のみなさま専用のファンドです。勤労者財産形成年金貯蓄（年金財形）または勤労者財産形成住宅貯蓄（住宅財形）を利用する場合に投資できます。

- 積立てた資金を原資としての年金の受取りや、住宅の購入・増改築資金作りのための非課税優遇貯蓄です。55歳未満の勤労者の方であれば購入することができます。
- 積立投資専用のファンドです。積立ては、原則として5年以上とします。

3

原則として、毎年2月1日に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。収益分配金は、自動的に再投資されます。

なお、2月1日または2月2日のいずれかが委託会社の休業日にあたる場合には、2月1日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、1日に最も近い日を決算日とします。

〈分配方針〉

①分配対象額は、利息等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額から、原則として、利息等収益を中心に安定的に分配します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。

主な投資制限

●株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

●同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

●外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

(2) 【ファンドの沿革】

1994年2月4日

信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（ 3）		
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1）に基づき、次の業務を行います。
		受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑ ↓ 1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金（ 3）	

↑ ↓ 1

- 1995年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
- 1995年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
- 2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。
（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）
- 2020年 4月 1日 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 2024年10月 1日 株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携
- 2025年 7月 1日 大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社（旧商号：三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社）を子会社化

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 80.00
株式会社かんぽ生命保険	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	株 652,132	% 20.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主要投資対象

財形公社債マザーファンド受益証券および財形株式マザーファンド受益証券ならびに内外の公社債およびわが国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

主として財形公社債マザーファンド受益証券および内外の公社債への投資により安定した収益の確保をはかり、主として財形株式マザーファンド受益証券およびわが国の株式への投資により信託財産の成長をめざします。

財形株式マザーファンド受益証券および株式への投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の30%としたうえ、常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。

(2)【投資対象】

委託会社は、信託金を、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された財形公社債マザーファンドの受益証券および財形株式マザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。

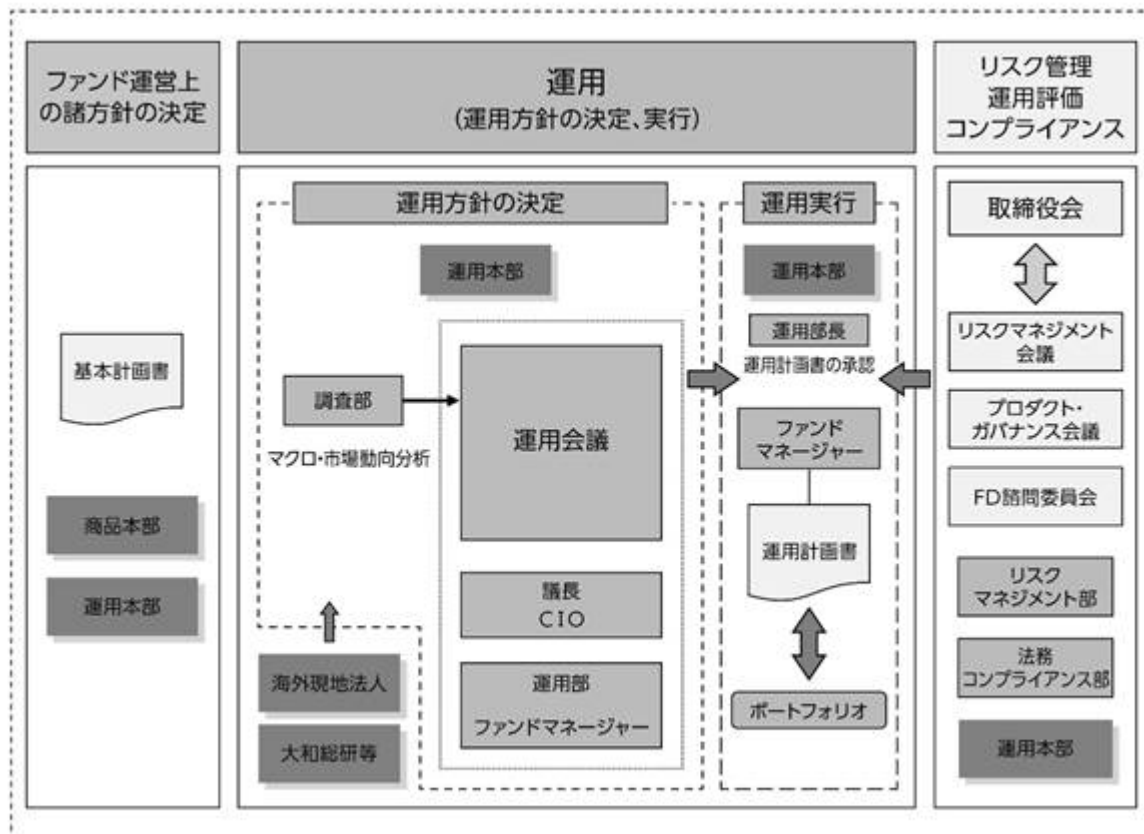
1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. コマーシャル・ペーパー
 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前6.までの証券または証書の性質を有するもの
 8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
 9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 13. 外国の者に対する権利で前12.の有価証券の性質を有するもの
- なお、前1.の証券または証書および前7.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前5.までの証券および前7.の証券のうち前2.から前5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。
- 委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（0～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ．運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議およびFD諮問委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は10～20名程度です。

イ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ．プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

ハ．FD諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は2025年8月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

分配対象額は、利息等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額から、原則として、利息等収益を中心に安定的に分配します。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5)【投資制限】

株式等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、財形株式マザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形株式マザーファンドの受益証券の時価総額に、財形株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

新株引受権証券等（信託約款）

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲（信託約款）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引（登録予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

同一銘柄の株式等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と財形株式マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形株式マザーファンドの受益証券の時価総額に、財形株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ハ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

ロ．前イ．の信用取引の指図は、次の1. から6. までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1. から6. までに掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ハ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建

資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と財形公社債マザーファンドおよび財形株式マザーファンド（以下本八．において「マザーファンド」といいます。）の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本八．において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前ハ．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額と、財形公社債マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形公社債マザーファンドの受益証券の時価総額に、財形公社債マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けるとの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

外貨建資産（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と、財形公社債マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形公社債マザーファンドの受益証券の時価総額に、財形公社債マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 参 考 > マザーファンドの概要

1．財形公社債マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

主として内外の公社債への投資により、安定した収益の確保をはかります。

(2) 投資対象

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．国債証券
- 2．地方債証券
- 3．特別の法律により法人の発行する債券
- 4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
- 5．コマーシャル・ペーパー
- 6．外国または外国の者の発行する証券で、前1.から前5.までの証券の性質を有するもの
- 7．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 8．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 9．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 10．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 11．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 12．外国の者に対する権利で前11.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.から前4.までの証券および前6.の証券のうち前1.から前4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行なうことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことができます。

2. 財形株式マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

東京証券取引所上場株式を主要投資対象とします。

投資態度

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざします。

(2) 投資対象

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前1.の証券または証書を以下「株式」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(3) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資は、行ないません。

信託財産の効率的な運用に資するため、および有価証券等の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行なうことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことができます。

3【投資リスク】

(1)価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2)換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換

金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

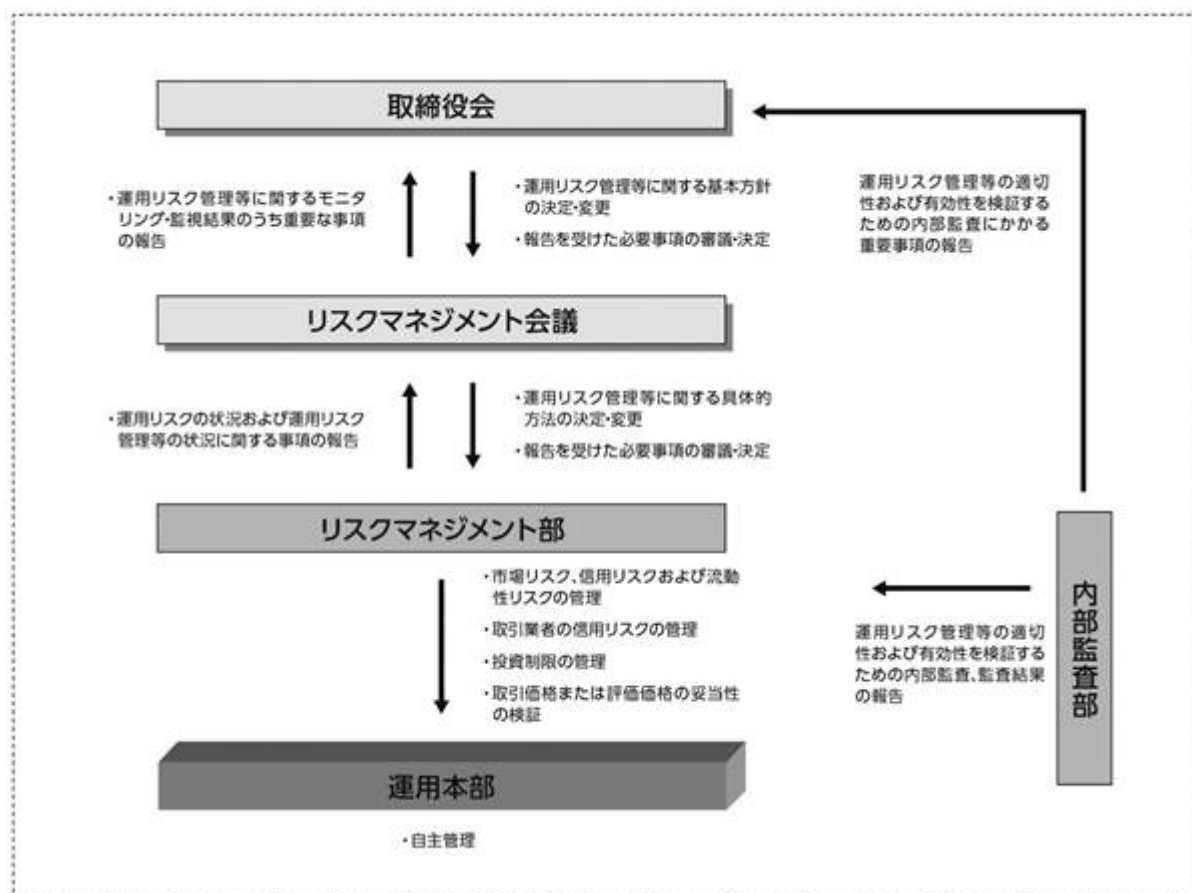
流動性リスクに関する事項

- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4)リスク管理体制

運用リスク管理体制（ ）は、以下のとおりとなっています。



流動性リスクに対する管理体制

- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参 考 情 報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：配当込みTOPIX
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社「J P X 総研」または株式会社「J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利は「J P X」が有します。「J P X」は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。[<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>] ●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.484%（税抜0.44%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.19% （税抜）	年率0.20% （税抜）	年率0.05% （税抜）

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

各マザーファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約金および償還時の個別元本の金額を超える部分の金額には非課税の特典により税金はかかりません。ただし、積立てられた元金および収益分配金の累計額が限度額（年金財形・住宅財形の合計で550万円）を超える場合には、非課税の特典を失い、下記の取扱いとなります。

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本の金額を超える部分の金額については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、年金の受取り・住宅の取得等以外の目的で一部解約の実行を請求する場合には、原則として非課税の特典を失い、その事実の生じた日前5年以内に支払われた収益分配金については、その事実が生じた日において、その収益分配金の支払いがあったものとみなして、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の追徴課税が行なわれますことをご留意下さい。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式は2000年4月1日算出の基準価額より適用されておりますので、個別元本方式への移行時に

既に受益権を保有していた場合、2000年3月31日の平均信託金が当該受益権にかかる個別元本となります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

- （ ）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- （ ）上記は、2025年8月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- （ ）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（2025年8月29日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		571,464,711	93.40
	内 日本	571,464,711	93.40
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		40,391,624	6.60
純資産総額		611,856,335	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2)【投資資産】（2025年8月29日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	財形公社債マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	297,268,461	1.3181 391,829,558	1.3185 391,948,465	64.06
2	財形株式マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	53,805,373	2.9163 156,915,404	3.3364 179,516,246	29.34

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	93.40%
合計	93.40%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第22計算期間末 (2016年2月1日)	580,807,429	580,807,429	1.0048	1.0048
第23計算期間末 (2017年2月1日)	582,764,134	582,764,134	1.0088	1.0088
第24計算期間末 (2018年2月1日)	618,874,817	618,874,817	1.0619	1.0619
第25計算期間末 (2019年2月4日)	597,947,800	597,947,800	1.0076	1.0076
第26計算期間末 (2020年2月3日)	605,595,591	605,595,591	1.0165	1.0165
第27計算期間末 (2021年2月1日)	567,167,784	567,167,784	1.0400	1.0400
第28計算期間末 (2022年2月1日)	548,480,617	548,480,617	1.0405	1.0405
第29計算期間末 (2023年2月1日)	558,518,823	558,518,823	1.0515	1.0515
第30計算期間末 (2024年2月1日)	609,942,104	609,942,104	1.1361	1.1361
2024年8月末日	614,211,521	-	1.1638	-
9月末日	613,156,755	-	1.1583	-
10月末日	605,218,415	-	1.1636	-
11月末日	603,018,870	-	1.1589	-
12月末日	615,445,667	-	1.1721	-
2025年1月末日	609,712,789	-	1.1702	-
第31計算期間末 (2025年2月3日)	605,287,642	605,287,642	1.1617	1.1617
2月末日	595,393,975	-	1.1553	-
3月末日	594,353,183	-	1.1548	-
4月末日	580,518,820	-	1.1587	-
5月末日	589,530,017	-	1.1746	-

6月末日	596,288,677	-	1.1821	-
7月末日	603,278,560	-	1.1920	-
8月末日	611,856,335	-	1.2068	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第22計算期間	0.0000
第23計算期間	0.0000
第24計算期間	0.0000
第25計算期間	0.0000
第26計算期間	0.0000
第27計算期間	0.0000
第28計算期間	0.0000
第29計算期間	0.0000
第30計算期間	0.0000
第31計算期間	0.0000
2025年2月4日～ 2025年8月3日	-

【収益率の推移】

	収益率(%)
第22計算期間	1.4
第23計算期間	0.4
第24計算期間	5.3
第25計算期間	5.1
第26計算期間	0.9
第27計算期間	2.3
第28計算期間	0.0
第29計算期間	1.1
第30計算期間	8.0
第31計算期間	2.3
2025年2月4日～ 2025年8月3日	2.7

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第22計算期間	48,974,802	35,916,614
第23計算期間	55,808,965	56,162,026
第24計算期間	50,328,668	45,253,987

第25計算期間	51,449,630	40,795,634
第26計算期間	51,556,093	49,203,052
第27計算期間	53,806,154	104,256,721
第28計算期間	48,150,411	66,377,196
第29計算期間	44,017,809	39,976,819
第30計算期間	44,517,366	38,801,994
第31計算期間	42,003,094	57,821,290
2025年2月4日～ 2025年8月3日	0	0

（参考）マザーファンド

財形公社債マザーファンド

(1) 投資状況（2025年8月29日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		395,637,465	34.68
	内 日本	395,637,465	34.68
地方債証券		677,150,867	59.36
	内 日本	677,150,867	59.36
特殊債券		44,600,599	3.91
	内 日本	44,600,599	3.91
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		23,450,821	2.06
純資産総額		1,140,839,752	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（2025年8月29日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	1257国庫短期証券	日本	国債証券	100,000,000	99.98 99,982,759	99.98 99,982,759	- 2025/09/22	8.76
2	1263国庫短期証券	日本	国債証券	100,000,000	99.95 99,959,676	99.95 99,959,676	- 2025/10/20	8.76

3	1325国庫短期証券	日本	国債証券	100,000,000	99.90 99,904,350	99.90 99,904,350	- 2025/11/17	8.76
4	4-10 京都府5年	日本	地方債証券	70,000,000	98.30 68,811,960	98.27 68,790,540	0.235000 2027/12/16	6.03
5	412 大阪府公債	日本	地方債証券	57,000,000	98.85 56,346,210	99.15 56,517,096	0.060000 2026/09/29	4.95
6	431 大阪府公債	日本	地方債証券	40,000,000	97.76 39,105,520	97.72 39,089,800	0.165000 2028/04/26	3.43
7	2-1 和歌山県公債	日本	地方債証券	36,500,000	95.10 34,712,230	94.17 34,375,627	0.135000 2030/11/29	3.01
8	29-1 三重県公債	日本	地方債証券	33,200,000	98.21 32,606,616	98.19 32,599,976	0.210000 2027/12/24	2.86
9	755 東京都公債	日本	地方債証券	30,000,000	99.31 29,794,800	99.66 29,898,600	0.060000 2026/03/19	2.62
10	343 10年国債	日本	国債証券	30,000,000	99.27 29,783,400	99.55 29,866,200	0.100000 2026/06/20	2.62
11	28-4 京都府公債	日本	地方債証券	30,000,000	99.09 29,729,730	99.43 29,829,690	0.070000 2026/06/22	2.61
12	65 川崎市5年	日本	地方債証券	30,000,000	98.34 29,504,760	98.48 29,546,850	0.105000 2027/06/18	2.59
13	1-1 福島県公債	日本	地方債証券	30,000,000	95.76 28,730,700	95.33 28,600,710	0.090000 2029/11/29	2.51
14	27-2 熊本県公債	日本	地方債証券	27,690,000	99.91 27,665,411	99.98 27,684,572	0.476000 2025/10/30	2.43
15	196 大阪府5年	日本	地方債証券	28,000,000	98.03 27,449,240	98.17 27,489,728	0.052000 2027/08/30	2.41
16	30-2 新潟県公債	日本	地方債証券	28,000,000	97.51 27,303,780	97.29 27,242,964	0.264000 2028/11/30	2.39
17	28-1 新潟県公債	日本	地方債証券	25,000,000	98.74 24,686,075	99.00 24,750,550	0.080000 2026/11/30	2.17
18	340 10年国債	日本	国債証券	20,000,000	99.96 19,993,000	99.99 19,999,600	0.400000 2025/09/20	1.75
19	27-1 新潟市公債	日本	地方債証券	20,000,000	99.84 19,968,400	99.95 19,990,140	0.464000 2025/12/24	1.75
20	27-2 新潟県公債	日本	地方債証券	20,000,000	99.51 19,902,880	99.78 19,956,300	0.215000 2026/02/26	1.75
21	344 10年国債	日本	国債証券	20,000,000	99.09 19,818,200	99.33 19,867,400	0.100000 2026/09/20	1.74
22	62 政保政策投資C	日本	特殊債券	21,000,000	95.19 19,990,950	94.59 19,864,635	0.001000 2030/03/18	1.74

23	196 共同発行地方	日本	地方債証券	20,000,000	96.03 19,206,060	95.73 19,146,840	0.060000 2029/07/25	1.68
24	1-3 新潟県公債	日本	地方債証券	20,000,000	95.69 19,138,480	95.07 19,014,780	0.115000 2030/02/28	1.67
25	376 10年国債	日本	国債証券	20,000,000	97.16 19,432,000	94.72 18,945,400	0.900000 2034/09/20	1.66
26	35-1 宮城県公債	日本	地方債証券	18,000,000	96.03 17,285,778	95.72 17,230,356	0.060000 2029/07/26	1.51
27	300 政保道路機構	日本	特殊債券	16,000,000	98.73 15,797,744	98.93 15,829,312	0.115000 2027/01/29	1.39
28	28-1 三重県公債	日本	地方債証券	15,730,000	98.84 15,548,318	99.05 15,581,036	0.165000 2026/12/25	1.37
29	91 神奈川県5年	日本	地方債証券	14,300,000	98.37 14,066,910	98.50 14,085,514	0.110000 2027/06/18	1.23
30	230 神奈川県公債	日本	地方債証券	13,080,000	98.23 12,848,928	98.21 12,846,168	0.215000 2027/12/20	1.13

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	34.68%
地方債証券	59.36%
特殊債券	3.91%
合計	97.94%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

財形株式マザーファンド

(1) 投資状況（2025年8月29日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式		699,454,970	90.89
	内 日本	699,454,970	90.89
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		70,109,946	9.11
純資産総額		769,564,916	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引（買建）		67,595,000	8.78
	内 日本	67,595,000	8.78

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（注3）株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産（2025年8月29日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	8,200	2,824.50 23,160,900	2,873.00 23,558,600	3.06
2	三菱UFJフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	9,800	1,926.00 18,874,800	2,259.00 22,138,200	2.88
3	ソニーグループ	日本	株式	電気機器	5,400	3,380.00 18,252,000	4,083.00 22,048,200	2.87
4	日 立	日本	株式	電気機器	4,000	3,870.00 15,480,000	4,049.00 16,196,000	2.10
5	任 天 堂	日本	株式	その他製品	1,000	10,175.00 10,175,000	13,310.00 13,310,000	1.73
6	ソフトバンクグループ	日本	株式	情報・通信業	800	9,455.00 7,564,000	16,230.00 12,984,000	1.69
7	三井住友フィナンシャルG	日本	株式	銀行業	3,200	3,755.00 12,016,000	4,048.00 12,953,600	1.68

8	キーエンス	日本	株式	電気機器	200	63,600.00 12,720,000	56,780.00 11,356,000	1.48
9	三菱重工業	日本	株式	機械	2,900	2,230.50 6,468,450	3,753.00 10,883,700	1.41
10	三菱商事	日本	株式	卸売業	3,100	2,455.50 7,612,050	3,354.00 10,397,400	1.35
11	リクルートホールディングス	日本	株式	サービス業	1,200	10,640.00 12,768,000	8,579.00 10,294,800	1.34
12	みずほフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	2,100	4,261.00 8,948,100	4,895.00 10,279,500	1.34
13	伊 藤 忠	日本	株式	卸売業	1,100	7,103.00 7,813,300	8,397.00 9,236,700	1.20
14	東京海上HD	日本	株式	保険業	1,400	5,040.00 7,056,000	6,401.00 8,961,400	1.16
15	三井物産	日本	株式	卸売業	2,400	2,998.50 7,196,400	3,426.00 8,222,400	1.07
16	NTT	日本	株式	情報・通信業	47,300	151.80 7,180,140	155.80 7,369,340	0.96
17	信越化学	日本	株式	化学	1,400	4,615.00 6,461,000	4,557.00 6,379,800	0.83
18	東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	300	25,750.00 7,725,000	20,665.00 6,199,500	0.81
19	ソフトバンク	日本	株式	情報・通信業	27,100	201.50 5,460,650	228.20 6,184,220	0.80
20	本田技研	日本	株式	輸送用機器	3,700	1,372.00 5,076,400	1,642.00 6,075,400	0.79
21	三菱電機	日本	株式	電気機器	1,700	2,546.00 4,328,200	3,552.00 6,038,400	0.78
22	KDDI	日本	株式	情報・通信業	2,300	2,598.00 5,975,400	2,550.50 5,866,150	0.76
23	アドバンテスト	日本	株式	電気機器	500	8,300.00 4,150,000	11,675.00 5,837,500	0.76
24	HOYA	日本	株式	精密機器	300	19,625.00 5,887,500	19,250.00 5,775,000	0.75
25	武田薬品	日本	株式	医薬品	1,300	4,120.00 5,356,000	4,421.00 5,747,300	0.75
26	日本電気	日本	株式	電気機器	1,200	3,059.00 3,670,800	4,537.00 5,444,400	0.71
27	富士通	日本	株式	電気機器	1,500	3,050.00 4,575,000	3,576.00 5,364,000	0.70

28	第一三共	日本	株式	医薬品	1,400	4,117.00 5,763,800	3,529.00 4,940,600	0.64
29	丸 紅	日本	株式	卸売業	1,400	2,276.00 3,186,400	3,382.00 4,734,800	0.62
30	日本たばこ産業	日本	株式	食料品	1,000	3,960.00 3,960,000	4,688.00 4,688,000	0.61

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	90.89%
合計	90.89%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	0.14%
鉱業	0.26%
建設業	2.15%
食料品	2.92%
繊維製品	0.24%
パルプ・紙	0.14%
化学	4.58%
医薬品	3.21%
石油・石炭製品	0.48%
ゴム製品	0.65%
ガラス・土石製品	0.55%
鉄鋼	0.64%
非鉄金属	1.27%
金属製品	0.50%
機械	5.12%
電気機器	15.21%
輸送用機器	6.07%
精密機器	1.68%
その他製品	2.77%
電気・ガス業	1.25%
陸運業	2.29%
海運業	0.51%
空運業	0.32%

倉庫・運輸関連業	0.19%
情報・通信業	7.70%
卸売業	6.54%
小売業	4.21%
銀行業	8.59%
証券、商品先物取引業	0.90%
保険業	2.88%
その他金融業	1.00%
不動産業	1.93%
サービス業	4.00%
合計	90.89%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	日本	ミニTPX 先物 0709月	買建	22	66,265,520	67,595,000	8.78%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(参考情報) 運用実績

● 財形株投(年金・住宅財形30)

2025年8月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	12,068円
純資産総額	6.1億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	1.2%
3カ月間	2.7%
6カ月間	4.5%
1年間	3.7%
3年間	14.8%
5年間	20.0%
設定来	21.5%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 65円

決算期	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
	14年2月	15年2月	16年2月	17年2月	18年2月	19年2月	20年2月	21年2月	22年2月	23年2月	24年2月	25年2月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	債券ポートフォリオ特性値	株式東証33業種別構成	比率	組入上位銘柄(除く債券)	業種名	比率	
国内債券	40	62.7%	直接利回り(%)	0.2	電気機器	4.5%	ミニTPX 先物 0709月	-	2.6%
国内株式・先物	590	29.2%	最終利回り(%)	0.8	銀行業	2.5%	トヨタ自動車	輸送用機器	0.9%
			修正デュレーション	1.7	情報・通信業	2.3%	三菱UFJフィナンシャルG	銀行業	0.8%
コール・ローン、その他		10.6%	残存年数	1.8	卸売業	1.9%	ソニーグループ	電気機器	0.8%
合計	630	-	債券格付別構成	比率	輸送用機器	1.8%	日立	電気機器	0.6%
株式 市場・上場別構成			AAA	39.4%	機械	1.5%	任天堂	その他製品	0.5%
東証プライム市場	26.6%	AA	1.5%	化学	1.3%	ソフトバンクグループ	情報・通信業	0.5%	
東証スタンダード市場	0.0%	A	10.8%	小売業	1.2%	三井住友フィナンシャルG	銀行業	0.5%	
東証グロース市場	-	BBB	-	サービス業	1.2%	キーエンス	電気機器	0.4%	
地方市場・その他	-	BB以下・無格付	48.2%	その他	8.5%	三菱重工業	機械	0.4%	
合計	26.7%	合計	100.0%	合計	26.7%	合計		8.1%	

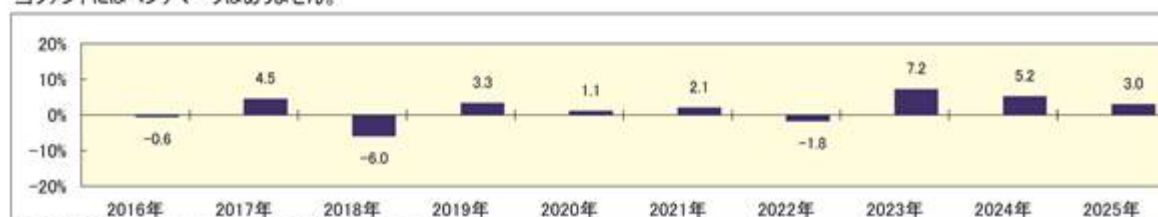
※債券格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。無格付債券を48.2%保有しております。

※格付別構成については、当社所定の基準で採用した格付けを基準に算出しています。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2025年は8月29日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
財形株投（年金・住宅財形30）	0.49%	0.48%	0.00%

※対象期間は2024年2月2日～2025年2月3日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当り）を乗じた数で除した値（年率）です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、事業主を通じて、販売会社取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドは、積立投資専用です。販売会社は、別に定める契約を結んだ取得申込者に対し、1,000円単位をもって受益権の取得の申込みに応じることができます。

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、原則として給与天引きで販売会社に支払うものとします。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。

なお、当ファンドにおいては、お買付申込受付日は、別に定める契約に定める日とします。

収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

イ．一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、1口単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）

0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して4営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

ロ．買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその振替受益権を買取ります。

振替受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問合わせることにより知ることができます。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

<年金財形および住宅財形にかかる当ファンドの換金の取扱い>

1．年金財形の場合

年金財形については、年金の受取目的以外の換金は原則として認められません。

年金の受取りを目的として解約請求する場合には、解約代金（受取年金）に対して税金はかかりません（積立てられた元金および収益分配金の累計額が限度額（住宅財形との合計で550万円）以下である場合にかざられます。）。この場合の1万口当たりの手取額は、解約価額とします。

年金の受取以外の目的で解約請求する場合には、原則として非課税の特典を失い、年金財形口座が全部解約となります。この場合の1万口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税が差引かれるほか、過去5年間にさかのぼり、その間に支払われた普通分配金に対して追徴課税されます。

2．住宅財形の場合

住宅財形については、住宅の取得等の費用にあてる場合以外の換金は原則としてできません。

住宅の取得等を目的として解約請求する場合には、解約代金に対して税金はかかりません（積立てられた元金および収益分配金の累計額が限度額（年金財形との合計で550万円）以下である場合にかざられます。）。この場合の1万口当たりの手取額は、解約価額とします。

住宅の取得等以外の目的で解約請求する場合には、原則として非課税の特典を失い、住宅財形口座が全部解約となります。この場合の1万口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税が差

引かれるほか、過去5年間にさかのぼり、その間に支払われた普通分配金に対して追徴課税されます。

（ ）換金時の費用や税金については、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

（ ）くわしくはお勤め先の事務局等でご確認下さい。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。
- ・東京証券取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・内外の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 3. 価格情報会社の提供する価額

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・東京証券取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・内外の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 3. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）

0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年2月2日から翌年2月1日までとします。

上記にかかわらず、上記による各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日である場合には、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 の3.または前 の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を計算期間の末日および償還時に作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
 - ・委託会社のホームページアドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>
3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<https://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

< 収益分配金および償還金にかかる請求権 >

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

< 換金請求権 >

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期計算期間(2024年2月2日から2025年2月3日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【財務諸表】

財形株投（年金・住宅財形30）

(1) 【貸借対照表】

（単位：円）

	第30期 2024年2月1日現在	第31期 2025年2月3日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	81,069,259	36,729,026
親投資信託受益証券	530,333,911	570,071,357
流動資産合計	611,403,170	606,800,383
資産合計	611,403,170	606,800,383
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	164,142	169,948
未払委託者報酬	1,280,599	1,325,901
その他未払費用	16,325	16,892
流動負債合計	1,461,066	1,512,741
負債合計	1,461,066	1,512,741
純資産の部		
元本等		
元本	1 536,866,797	1 521,048,601
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	73,075,307	84,239,041
（分配準備積立金）	80,338,348	84,186,513
元本等合計	609,942,104	605,287,642
純資産合計	609,942,104	605,287,642
負債純資産合計	611,403,170	606,800,383

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第30期 自 2023年2月2日 至 2024年2月1日	第31期 自 2024年2月2日 至 2025年2月3日
営業収益		
受取利息	287	64,136
有価証券売買等損益	47,883,213	16,737,446
営業収益合計	47,883,500	16,801,582
営業費用		
支払利息	29,392	1,199
受託者報酬	319,384	338,862
委託者報酬	2,491,859	2,643,758
その他費用	31,764	33,692
営業費用合計	2,872,399	3,017,511
営業利益又は営業損失（ ）	45,011,101	13,784,071
経常利益又は経常損失（ ）	45,011,101	13,784,071
当期純利益又は当期純損失（ ）	45,011,101	13,784,071
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,516,813	1,560,618
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	27,367,398	73,075,307
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,258,160	6,862,669
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,258,160	6,862,669
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,044,539	7,922,388
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,044,539	7,922,388
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	73,075,307	84,239,041

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第31期
	自2024年2月2日 至2025年2月3日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2025年2月1日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を2025年2月3日としております。このため、当計算期間は368日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第30期	第31期
	2024年2月1日現在	2025年2月3日現在
1. 1 期首元本額	531,151,425円	536,866,797円
期中追加設定元本額	44,517,366円	42,003,094円
期中一部解約元本額	38,801,994円	57,821,290円
2. 計算期間末日における受益権の総数	536,866,797口	521,048,601口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第30期	第31期
	自2023年2月2日 至2024年2月1日	自2024年2月2日 至2025年2月3日

1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（43,506,187円）、投資信託約款に規定される収益調整金（94,239,972円）及び分配準備積立金（36,832,161円）より分配対象額は174,578,320円（1万口当たり3,251.80円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（50,346円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（12,147,897円）、投資信託約款に規定される収益調整金（97,446,222円）及び分配準備積立金（71,988,270円）より分配対象額は181,632,735円（1万口当たり3,485.91円）であり、分配を行っておりません。
------------	--	---

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第31期 自2024年2月2日 至2025年2月3日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区分	第31期
	2025年2月3日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第30期 2024年2月1日現在	第31期 2025年2月3日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	43,986,772	13,959,017
合計	43,986,772	13,959,017

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第30期 2024年2月1日現在	第31期 2025年2月3日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第31期 自2024年2月2日 至2025年2月3日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第30期 2024年2月1日現在	第31期 2025年2月3日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1361円 (11,361円)	1.1617円 (11,617円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	財形公社債マザーファンド	297,268,461	391,829,558	
	財形株式マザーファンド	61,117,062	178,241,799	
親投資信託受益証券 合計			570,071,357	
合計			570,071,357	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「財形公社債マザーファンド」受益証券、「財形株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「財形公社債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2024年2月1日現在 金 額 (円)	2025年2月3日現在 金 額 (円)
資産の部		

流動資産		
コール・ローン	111,430,559	79,598,521
国債証券	150,521,800	335,928,553
地方債証券	759,546,722	697,407,052
特殊債券	45,483,600	44,675,654
未収利息	552,483	411,708
前払費用	2,063	62,354
流動資産合計	1,067,537,227	1,158,083,842
資産合計	1,067,537,227	1,158,083,842
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	1 803,042,988	878,577,395
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	264,494,239	279,506,447
元本等合計	1,067,537,227	1,158,083,842
純資産合計	1,067,537,227	1,158,083,842
負債純資産合計	1,067,537,227	1,158,083,842

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自2024年2月2日 至2025年2月3日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び特殊債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024年2月1日現在	2025年2月3日現在
1. 1 期首	2023年2月2日	2024年2月2日
期首元本額	803,042,988円	803,042,988円
期中追加設定元本額	- 円	75,534,407円
期中一部解約元本額	- 円	- 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
財形株投（一般財形50）	297,492,055円	327,705,818円
財形株投（一般財形30）	242,272,955円	253,603,116円
財形株投（年金・住宅財形30）	263,277,978円	297,268,461円
計	803,042,988円	878,577,395円
2. 期末日における受益権の総数	803,042,988口	878,577,395口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自2024年2月2日 至2025年2月3日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年2月3日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
-----------------	--

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年2月1日現在	2025年2月3日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	518,800	1,240,007
地方債証券	1,493,830	9,168,908
特殊債券	254,796	807,946
合計	1,229,826	11,216,861

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2024年2月1日現在	2025年2月3日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	2024年2月1日現在	2025年2月3日現在
1口当たり純資産額	1.3294円	1.3181円
(1万口当たり純資産額)	(13,294円)	(13,181円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
国債証券	339 10年国債	30,000,000	30,003,300	

	340 10年国債	20,000,000	19,993,000	
	343 10年国債	30,000,000	29,783,400	
	344 10年国債	20,000,000	19,818,200	
	366 10年国債	10,000,000	9,461,900	
	376 10年国債	20,000,000	19,432,000	
	190 20年国債	8,000,000	7,801,920	
	1257国庫短期証券	100,000,000	99,835,168	
	1263国庫短期証券	100,000,000	99,799,665	
国債証券 合計			335,928,553	
地方債証券	755 東京都公債	30,000,000	29,794,800	
	35-1 宮城県公債	18,000,000	17,285,778	
	230 神奈川県公債	13,080,000	12,848,928	
	3 神奈川県5年	10,000,000	9,836,810	
	90 神奈川県5年	10,000,000	9,846,730	
	91 神奈川県5年	14,300,000	14,066,910	
	412 大阪府公債	57,000,000	56,346,210	
	429 大阪府公債	12,000,000	11,764,164	
	431 大阪府公債	40,000,000	39,105,520	
	196 大阪府5年	28,000,000	27,449,240	
	28-4 京都府公債	30,000,000	29,729,730	
	4-10 京都府5年	70,000,000	68,811,960	
	26-2 静岡県公債	20,000,000	19,998,000	
	5-4 千葉県5年	9,000,000	8,820,522	
	1 千葉県20年	10,000,000	10,122,880	
	27-2 新潟県公債	20,000,000	19,902,880	
	28-1 新潟県公債	25,000,000	24,686,075	
	30-2 新潟県公債	28,000,000	27,303,780	
	1-3 新潟県公債	20,000,000	19,138,480	
	29-2 大分県公債	9,000,000	8,847,765	
	196 共同発行地方	20,000,000	19,206,060	
	1-1 福島県公債	30,000,000	28,730,700	
	27-2 熊本県公債	27,690,000	27,665,411	
	27-1 新潟市公債	20,000,000	19,968,400	
	65 川崎市5年	30,000,000	29,504,760	
	27-2 北九州市債	11,800,000	11,783,633	
	2-1 和歌山県公債	36,500,000	34,712,230	
	28-1 三重県公債	15,730,000	15,548,318	
	29-1 三重県公債	33,200,000	32,606,616	

	1-1 三重県公債	12,500,000	11,973,762	
地方債証券 合計			697,407,052	
特殊債券	62 政保政策投資C	21,000,000	19,990,950	
	297 政保道路機構	9,000,000	8,886,960	
	300 政保道路機構	16,000,000	15,797,744	
特殊債券 合計			44,675,654	
合計			1,078,011,259	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「財形株式マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2024年2月1日現在 金 額（円）	2025年2月3日現在 金 額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	41,744,702	63,944,238
株式	753,689,580	715,823,510
派生商品評価勘定	3,206,130	-
未収配当金	1,009,920	975,600
差入委託証拠金	2,115,034	3,391,362
流動資産合計	801,765,366	784,134,710
資産合計	801,765,366	784,134,710
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	291,640
前受金	3,599,000	1,163,000
流動負債合計	3,599,000	1,454,640
負債合計	3,599,000	1,454,640
純資産の部		
元本等		

元本	1	300,593,618	268,370,820
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		497,572,748	514,309,250
元本等合計		798,166,366	782,680,070
純資産合計		798,166,366	782,680,070
負債純資産合計		801,765,366	784,134,710

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自2024年2月2日 至2025年2月3日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024年2月1日現在	2025年2月3日現在
1. 1 期首	2023年2月2日	2024年2月2日
期首元本額	355,371,697円	300,593,618円
期中追加設定元本額	- 円	14,375,108円
期中一部解約元本額	54,778,079円	46,597,906円

期末元本額の内訳		
ファンド名		
財形株投（一般財形50）	173,576,370円	156,237,422円
財形株投（一般財形30）	59,103,201円	51,016,336円
財形株投（年金・住宅財形30）	67,914,047円	61,117,062円
計	300,593,618円	268,370,820円
2. 期末日における受益権の総数	300,593,618口	268,370,820口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自2024年2月2日 至2025年2月3日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年2月3日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
-----------------	--

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年2月1日現在	2025年2月3日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	157,493,736	45,736,409
合計	157,493,736	45,736,409

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種類	2024年2月1日現在				2025年2月3日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引								
株価指数								
先物取引								
買建	39,810,500	-	43,018,500	3,208,000	65,821,000	-	65,532,000	289,000
合計	39,810,500	-	43,018,500	3,208,000	65,821,000	-	65,532,000	289,000

（注） 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2024年2月1日現在	2025年2月3日現在
1口当たり純資産額	2,6553円	2,9164円
（1万口当たり純資産額）	（26,553円）	（29,164円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
ニッセイ	300	836.60	250,980	
マルハニチロ	100	2,937.00	293,700	
ミライト・ワン	100	2,265.00	226,500	
I N P E X	800	1,845.00	1,476,000	
石油資源開発	200	1,090.00	218,000	
安藤・間	200	1,159.00	231,800	
コムシスホールディングス	100	3,192.00	319,200	
ビーアールホールディングス	1,000	337.00	337,000	
大成建設	200	6,393.00	1,278,600	
大 林 組	600	2,056.00	1,233,600	
清水建設	500	1,305.00	652,500	
長谷工コーポレーション	100	2,006.50	200,650	
鹿島建設	400	2,723.50	1,089,400	
不動テトラ	100	2,144.00	214,400	
奥 村 組	100	3,860.00	386,000	
戸田建設	300	913.80	274,140	
熊 谷 組	100	3,780.00	378,000	
大東建託	100	15,905.00	1,590,500	
五洋建設	400	635.00	254,000	

住友林業	200	5,143.00	1,028,600	
大和ハウス	500	4,880.00	2,440,000	
積水ハウス	500	3,490.00	1,745,000	
関 電 工	100	2,585.00	258,500	
きんでん	100	3,275.00	327,500	
エクシオグループ	200	1,660.50	332,100	
九電工	100	4,945.00	494,500	
日揮ホールディングス	300	1,301.00	390,300	
高砂熱学	100	6,005.00	600,500	
NECネットエスアイ	100	3,305.00	330,500	
日清製粉G本社	200	1,730.00	346,000	
中部飼料	100	1,255.00	125,500	
ジェイエイシーリクルートメント	200	660.00	132,000	
E・Jホールディングス	100	1,601.00	160,100	
オープンアップグループ	100	1,789.00	178,900	
エス・エム・エス	100	1,269.00	126,900	
パーソルホールディングス	1,900	230.70	438,330	
森永製菓	100	2,657.00	265,700	
江崎グリコ	100	4,647.00	464,700	
井村屋グループ	100	2,409.00	240,900	
山崎製パン	100	2,769.50	276,950	
モロゾフ	300	1,608.00	482,400	
寿スピリッツ	100	2,284.00	228,400	
カルビー	100	2,919.50	291,950	
森永乳業	100	2,846.00	284,600	
ヤクルト	300	2,776.50	832,950	
明治ホールディングス	200	3,087.00	617,400	
雪印メグミルク	100	2,605.00	260,500	
日本ハム	100	4,515.00	451,500	
S F o o d s	100	2,400.00	240,000	
システナ	500	350.00	175,000	
日鉄ソリューションズ	100	3,939.00	393,900	
総合警備保障	300	1,029.00	308,700	
カカクコム	200	2,379.50	475,900	
ディップ	100	2,238.00	223,800	
エムスリー	400	1,355.00	542,000	
ディー・エヌ・エー	100	2,826.00	282,600	
博報堂D Y HLDGS	200	1,127.00	225,400	
ファンコミュニケーションズ	600	397.00	238,200	
サッポロホールディングス	100	7,166.00	716,600	

アサヒグループホールディング	1,300	1,659.50	2,157,350	
麒麟HD	700	1,933.00	1,353,100	
飛島ホールディングス	100	1,629.00	162,900	
コカ・コーラボトラーズJHD	100	2,390.00	239,000	
サントリー食品インター	100	4,791.00	479,100	
伊藤園	100	3,375.00	337,500	
不二製油グループ	100	3,266.00	326,600	
エービーシー・マート	100	3,194.00	319,400	
アスクル	100	1,693.00	169,300	
バルグループHLDGS	100	3,390.00	339,000	
あらた	100	3,070.00	307,000	
双日	200	3,125.00	625,000	
アルフレッサホールディングス	200	2,060.00	412,000	
キッコーマン	600	1,577.50	946,500	
味の素	400	6,226.00	2,490,400	
キューピー	100	3,008.00	300,800	
カゴメ	100	2,848.50	284,850	
ニチレイ	100	3,859.00	385,900	
東洋水産	100	9,175.00	917,500	
イトアイトHLDGS	100	2,130.00	213,000	
日清食品HD	200	3,355.00	671,000	
日本たばこ産業	1,000	3,960.00	3,960,000	
なとり	100	2,147.00	214,700	
ユーグレナ	500	409.00	204,500	
紀文食品	200	1,073.00	214,600	
ヒューリック	400	1,359.50	543,800	
神戸物産	200	3,472.00	694,400	
ビックカメラ	200	1,654.00	330,800	
MonotaRO	300	2,723.50	817,050	
あいホールディングス	100	1,934.00	193,400	
J. フロントリテイリング	200	2,151.00	430,200	
ドトール・日レスHD	100	2,331.00	233,100	
マツキヨココカラ&カンパニー	400	2,262.00	904,800	
ZOZO	100	5,317.00	531,700	
三越伊勢丹HD	300	2,667.50	800,250	
ダイワボウHD	100	2,951.50	295,150	
マクニカホールディングス	200	1,831.00	366,200	
ウエルシアHD	100	2,183.50	218,350	
ジョイフル本田	100	1,868.00	186,800	
すかいらーくHD	300	2,414.00	724,200	

綿半ホールディングス	200	1,633.00	326,600	
野村不動産HLDGS	100	4,167.00	416,700	
ディア・ライフ	200	1,001.00	200,200	
フージャースHD	200	1,040.00	208,000	
オープンハウスグループ	100	5,000.00	500,000	
東急不動産H D	600	992.30	595,380	
飯田G H D	200	2,284.00	456,800	
セブン&アイ・HLDGS	2,200	2,420.00	5,324,000	
クリエイト・レストランツ・ホール	200	1,328.00	265,600	
トリドールホールディングス	100	3,769.00	376,900	
帝 人	200	1,272.00	254,400	
東 レ	1,300	1,048.50	1,363,050	
ク ラ レ	300	2,175.50	652,650	
旭 化 成	1,200	1,021.00	1,225,200	
S U M C O	400	1,084.50	433,800	
コメダホールディングス	100	2,739.00	273,900	
クスリのアオキHLDGS	100	3,271.00	327,100	
FOOD&LIFE COMPAN	100	3,422.00	342,200	
T I S	200	3,385.00	677,000	
コーエーテクモH D	200	1,949.50	389,900	
ネクソン	400	1,974.00	789,600	
テクマトリックス	100	2,405.00	240,500	
ガンホー・オンライン・エンター	100	3,258.00	325,800	
インターネットイニシアティブ	100	2,932.00	293,200	
SRAホールディングス	100	4,210.00	421,000	
朝日ネット	500	651.00	325,500	
王子ホールディングス	700	606.00	424,200	
日本製紙	200	869.00	173,800	
ラクス	100	1,934.50	193,450	
レンゴー	300	810.00	243,000	
マネーフォワード	100	4,430.00	443,000	
レゾナック・ホールディング	200	3,706.00	741,200	
住友化学	1,600	326.70	522,720	
日産化学	100	4,536.00	453,600	
東ソー	200	2,038.00	407,600	
トクヤマ	100	2,603.50	260,350	
デンカ	100	2,157.50	215,750	
イビデン	100	4,367.00	436,700	
信越化学	1,600	4,615.00	7,384,000	
日本カ - バイド	100	1,766.00	176,600	

プラスアルファ・コンサルティング	100	1,745.00	174,500	
電算システムHD	100	2,259.00	225,900	
堺化学	100	2,490.00	249,000	
エア・ウォーター	200	1,900.00	380,000	
日本酸素HLDGS	200	4,258.00	851,600	
日本パ・ライジング	200	1,248.00	249,600	
日本触媒	100	1,853.50	185,350	
カネカ	100	3,675.00	367,500	
協和キリン	200	2,229.50	445,900	
三菱瓦斯化学	200	2,633.50	526,700	
三井化学	200	3,310.00	662,000	
東京応化工業	100	3,366.00	336,600	
三菱ケミカルグループ	1,400	773.70	1,083,180	
ダイセル	200	1,348.50	269,700	
住友ベークライト	100	3,631.00	363,100	
積水化学	300	2,512.50	753,750	
日本ゼオン	200	1,478.50	295,700	
アイカ工業	100	3,346.00	334,600	
UBE	100	2,217.00	221,700	
積水樹脂	100	1,884.00	188,400	
プレステージ・インター	300	700.00	210,000	
野村総合研究所	400	5,225.00	2,090,000	
電通グループ	200	3,535.00	707,000	
メルカリ	100	1,860.50	186,050	
ADEKA	100	2,802.50	280,250	
日油	200	2,024.50	404,900	
Sansan	100	2,420.00	242,000	
花王	400	6,055.00	2,422,000	
武田薬品	1,600	4,120.00	6,592,000	
アステラス製薬	1,600	1,471.50	2,354,400	
塩野義製薬	600	2,153.00	1,291,800	
日本新薬	100	3,689.00	368,900	
中外製薬	600	6,700.00	4,020,000	
科研製薬	100	4,210.00	421,000	
エーザイ	300	4,424.00	1,327,200	
ロート製薬	200	2,538.00	507,600	
小野薬品	400	1,532.00	612,800	
久光製薬	100	4,384.00	438,400	
持田製薬	100	3,260.00	326,000	
参天製薬	400	1,527.00	610,800	

扶桑薬品	100	2,400.00	240,000	
ツムラ	100	4,444.00	444,400	
テ ル モ	1,200	2,847.50	3,417,000	
H UグループH D	100	2,525.00	252,500	
第一三共	1,700	4,117.00	6,998,900	
大塚ホールディングス	500	8,007.00	4,003,500	
ペプチドリーム	100	2,000.00	200,000	
日本ペイントHOLD	800	938.90	751,120	
関西ペイント	200	2,040.50	408,100	
中国塗料	100	2,313.00	231,300	
太陽ホールディングス	100	4,075.00	407,500	
D I C	100	3,302.00	330,200	
ARTIENCE	100	3,000.00	300,000	
オリエンタルランド	1,100	3,483.00	3,831,300	
ダスキン	100	3,720.00	372,000	
パーク 2 4	200	2,038.50	407,700	
明光ネットワークジャパン	300	728.00	218,400	
フジ・メディア・HD	200	2,506.00	501,200	
ラウンドワン	200	1,312.00	262,400	
リゾートトラスト	100	3,232.00	323,200	
オービック	300	4,559.00	1,367,700	
L I N Eヤフー	2,900	462.80	1,342,120	
トレンドマイクロ	100	9,181.00	918,100	
CAC HOLDINGS	100	1,750.00	175,000	
ユー・エス・エス	400	1,378.50	551,400	
アイティフォー	100	1,417.00	141,700	
サイバーエージェント	500	1,132.50	566,250	
楽天グループ	1,300	963.30	1,252,290	
大塚商会	200	3,477.00	695,400	
セントラルスポーツ	200	2,408.00	481,600	
サワイグループHD	100	1,924.00	192,400	
富士フイルムHLDGS	1,100	3,389.00	3,727,900	
コニカミノルタ	500	599.10	299,550	
資 生 堂	400	2,552.00	1,020,800	
ライオン	300	1,635.00	490,500	
ミルボン	100	3,100.00	310,000	
長谷川香料	100	2,926.00	292,600	
小林製薬	100	5,736.00	573,600	
荒川化学工業	100	1,077.00	107,700	
デクセリアルズ	200	1,952.00	390,400	

出光興産	900	1,034.50	931,050	
ENEOSホールディングス	3,200	770.20	2,464,640	
コスモエネルギーHLDGS	100	6,678.00	667,800	
インフロニアHD	200	1,147.50	229,500	
横浜ゴム	100	3,412.00	341,200	
TOYO TIRE	100	2,458.50	245,850	
ブリヂストン	500	5,433.00	2,716,500	
住友ゴム	200	1,748.00	349,600	
三ツ星ベルト	100	3,860.00	386,000	
A G C	200	4,320.00	864,000	
日本電気硝子	100	3,294.00	329,400	
住友大阪セメント	100	3,248.00	324,800	
太平洋セメント	100	3,820.00	382,000	
ノリタケ	100	3,755.00	375,500	
T O T O	100	3,775.00	377,500	
日本碍子	200	1,912.50	382,500	
日本特殊陶業	200	4,773.00	954,600	
ニチアス	100	4,975.00	497,500	
日本製鉄	900	3,187.00	2,868,300	
神戸製鋼所	400	1,616.00	646,400	
J F E ホールディングス	600	1,761.50	1,056,900	
丸一鋼管	100	3,320.00	332,000	
大同特殊鋼	100	1,200.00	120,000	
日本製鋼所	100	5,429.00	542,900	
三菱製鋼	100	1,606.00	160,600	
日本軽金属HD	200	1,558.00	311,600	
三井金属	100	4,450.00	445,000	
三菱マテリアル	200	2,383.50	476,700	
住友鉱山	300	3,485.00	1,045,500	
DOWAホールディングス	100	4,567.00	456,700	
古河電工	100	6,870.00	687,000	
住友電工	600	2,785.00	1,671,000	
フジクラ	200	6,049.00	1,209,800	
いよぎんホールディング	300	1,589.00	476,700	
しずおかフィナンシャル	400	1,351.00	540,400	
ちゅうぎんフィナンシャ	200	1,645.00	329,000	
楽天銀行	100	4,637.00	463,700	
京都フィナンシャルG	200	2,164.00	432,800	
東洋製罐グループHD	100	2,317.50	231,750	
横河ブリッジHLDGS	100	2,645.00	264,500	

三和ホールディングス	200	4,820.00	964,000	
文化シャッタ -	100	1,839.00	183,900	
ＬＩＸＩＬ	300	1,736.50	520,950	
長府製作所	100	1,921.00	192,100	
リンナイ	100	3,381.00	338,100	
高周波熱錬	200	990.00	198,000	
パイオラックス	100	2,279.00	227,900	
日本発条	200	1,911.50	382,300	
三浦工業	100	3,684.00	368,400	
タクマ	100	1,644.00	164,400	
テクノプロ・ホールディング	100	2,976.00	297,600	
アサンテ	200	1,643.00	328,600	
リクルートホールディングス	1,500	10,640.00	15,960,000	
オークマ	100	3,450.00	345,000	
アマダ	300	1,560.00	468,000	
オーエスジー	100	1,670.50	167,050	
旭ダイヤモンド	300	837.00	251,100	
DMG森精機	100	2,423.00	242,300	
ディスコ	100	42,940.00	4,294,000	
日本郵政	2,100	1,612.00	3,385,200	
豊田自動織機	200	12,350.00	2,470,000	
島精機製作所	200	980.00	196,000	
やまびこ	100	2,572.00	257,200	
ナブテスコ	200	2,638.00	527,600	
ＳＭＣ	100	56,610.00	5,661,000	
オイレス工業	100	2,408.00	240,800	
小松製作所	900	4,445.00	4,000,500	
住友重機械	100	3,020.00	302,000	
日立建機	100	3,592.00	359,200	
日 工	300	703.00	210,900	
井関農機	200	913.00	182,600	
ＴＯＷＡ	100	1,993.00	199,300	
ローツェ	100	1,647.00	164,700	
クボタ	1,000	1,833.00	1,833,000	
荏原製作所	400	2,504.00	1,001,600	
ダイキン工業	200	17,775.00	3,555,000	
栗田工業	100	5,157.00	515,700	
椿本チエイン	100	1,850.00	185,000	
ダイフク	300	3,073.00	921,900	
タダノ	200	1,110.50	222,100	

フジテック	100	5,896.00	589,600	
C K D	100	2,408.00	240,800	
理想科学工業	200	1,371.00	274,200	
S A N K Y O	200	2,079.00	415,800	
ア マ ノ	100	3,948.00	394,800	
ブラザー工業	300	2,613.00	783,900	
モリタホールディングス	100	2,079.00	207,900	
セガサミーホールディングス	200	2,990.50	598,100	
ホシザキ	100	5,592.00	559,200	
日本精工	400	630.40	252,160	
ジェイテクト	200	1,133.00	226,600	
ミネベアミツミ	300	2,433.50	730,050	
T H K	100	3,712.00	371,200	
日 立	4,800	3,870.00	18,576,000	
三菱電機	1,900	2,546.00	4,837,400	
富士電機	100	6,939.00	693,900	
安川電機	200	4,251.00	850,200	
明 電 舎	100	4,470.00	447,000	
KOKUSAI ELECTRIC	100	2,469.50	246,950	
ソシオネクスト	200	2,051.00	410,200	
ベйкаレント	100	6,540.00	654,000	
ジャパンエレベーターSHD	100	2,974.00	297,400	
マキタ	200	4,437.00	887,400	
マブチモーター	100	2,073.50	207,350	
ニデック	800	2,553.50	2,042,800	
オムロン	200	4,872.00	974,400	
ジーエス・ユアサ コーポ	100	2,341.00	234,100	
日本電気	300	15,295.00	4,588,500	
富 士 通	1,700	3,050.00	5,185,000	
ルネサスエレクトロニクス	1,400	2,009.00	2,812,600	
セイコーエプソン	200	2,535.00	507,000	
アルバック	100	5,858.00	585,800	
パナソニック ホールディング	2,200	1,528.00	3,361,600	
シャープ	300	921.10	276,330	
アンリツ	200	1,418.00	283,600	
ソニーグループ	6,400	3,380.00	21,632,000	
T D K	1,600	1,720.00	2,752,000	
帝国通信工業	100	2,204.00	220,400	
アルプスアルパイン	200	1,637.50	327,500	
日本航空電子	100	2,816.00	281,600	

横河電機	200	3,212.00	642,400	
新電元工業	100	2,375.00	237,500	
アズビル	600	1,150.50	690,300	
日本光電工業	200	2,193.50	438,700	
アドバンテスト	600	8,300.00	4,980,000	
キーエンス	200	63,600.00	12,720,000	
シスメックス	500	2,895.50	1,447,750	
デンソー	1,900	1,977.50	3,757,250	
レーザーテック	100	15,315.00	1,531,500	
スタンレー電気	100	2,541.50	254,150	
ウシオ電機	100	2,035.00	203,500	
日本電子	100	5,528.00	552,800	
ファナック	900	4,351.00	3,915,900	
ローム	400	1,472.50	589,000	
浜松ホトニクス	300	1,822.00	546,600	
新光電気工業	100	5,821.00	582,100	
京セラ	1,100	1,578.50	1,736,350	
太陽誘電	100	2,120.00	212,000	
村田製作所	1,600	2,368.00	3,788,800	
日東電工	600	2,723.50	1,634,100	
ニチコン	200	1,037.00	207,400	
K O A	200	927.00	185,400	
三菱重工業	3,200	2,230.50	7,137,600	
川崎重工業	100	6,992.00	699,200	
I H I	200	9,500.00	1,900,000	
全国保証	100	5,463.00	546,300	
めぶきフィナンシャルG	1,000	660.40	660,400	
九州フィナンシャルG	400	758.20	303,280	
かんぽ生命保険	200	2,997.50	599,500	
ゆうちょ銀行	1,400	1,579.50	2,211,300	
コンコルディア・フィナンシャル	900	871.30	784,170	
プレミアグループ	100	2,588.00	258,800	
日産自動車	2,500	403.70	1,009,250	
いすゞ自動車	600	2,020.00	1,212,000	
トヨタ自動車	9,800	2,824.50	27,680,100	
三菱自動車工業	800	445.70	356,560	
武蔵精密工業	100	2,871.00	287,100	
大同メタル工業	400	490.00	196,000	
プレス工業	400	552.00	220,800	
太平洋工業	200	1,476.00	295,200	

アイシン	400	1,710.00	684,000	
マ ッ ダ	600	985.30	591,180	
本田技研	4,200	1,372.00	5,762,400	
スズキ	1,500	1,868.00	2,802,000	
SUBARU	600	2,578.50	1,547,100	
ヤマハ発動機	800	1,245.50	996,400	
小糸製作所	200	1,973.50	394,700	
エクセディ	100	4,735.00	473,500	
豊田合成	100	2,673.00	267,300	
愛三工業	100	1,898.00	189,800	
シマノ	100	21,300.00	2,130,000	
テイ・エス テック	100	1,724.00	172,400	
3 3 F G	200	2,353.00	470,600	
第四北越フィナンシャルG	100	2,812.00	281,200	
ひろぎんHLDGS	300	1,192.50	357,750	
おきなわ F G	100	2,591.00	259,100	
十六 F G	100	4,670.00	467,000	
カップ・クリエイト	100	1,434.00	143,400	
ナガイレーベン	100	2,036.00	203,600	
良品計画	200	4,078.00	815,600	
松田産業	100	3,065.00	306,500	
メディパルHD	200	2,263.50	452,700	
アズワン	100	2,457.00	245,700	
ネットワンシステムズ	100	4,481.00	448,100	
パンパシフィックHD	400	4,266.00	1,706,400	
西松屋チェーン	100	2,291.00	229,100	
ゼンショーホールディングス	100	8,516.00	851,600	
ハイデイ日高	100	2,915.00	291,500	
スギホールディングス	100	2,676.50	267,650	
島津製作所	300	4,426.00	1,327,800	
ニコン	300	1,633.00	489,900	
オリンパス	1,000	2,265.00	2,265,000	
SCREENホールディングス	100	10,535.00	1,053,500	
H O Y A	400	19,625.00	7,850,000	
朝日インテック	200	2,554.50	510,900	
キヤノン	900	4,923.00	4,430,700	
リ コ ー	500	1,732.50	866,250	
シチズン時計	200	921.00	184,200	
メニコン	100	1,385.00	138,500	
バンダイナムコHLDGS	500	3,800.00	1,900,000	

S H O E I	100	2,030.00	203,000	
萩原工業	100	1,457.00	145,700	
フジシールインターナショナル	100	2,340.00	234,000	
タカラトミー	100	4,724.00	472,400	
プロネクサス	200	1,300.00	260,000	
TOPPANホールディングス	200	4,198.00	839,600	
大日本印刷	400	2,208.50	883,400	
N I S S H A	100	1,566.00	156,600	
Z A C R O S	100	3,895.00	389,500	
TAKARA & COMPANY	100	3,070.00	307,000	
アシックス	700	3,371.00	2,359,700	
ニ チ ハ	100	2,873.00	287,300	
ヤマハ	400	1,072.00	428,800	
リンテック	100	2,812.00	281,200	
信越ポリマー	100	1,555.00	155,500	
任 天 堂	1,100	10,175.00	11,192,500	
コ ク ヨ	100	2,629.00	262,900	
ナカバヤシ	500	521.00	260,500	
ニ フ コ	100	3,581.00	358,100	
バルカー	100	3,255.00	325,500	
伊 藤 忠	1,300	7,103.00	9,233,900	
丸 紅	1,600	2,276.00	3,641,600	
長瀬産業	100	2,879.00	287,900	
豊田通商	600	2,531.00	1,518,600	
三井物産	2,900	2,998.50	8,695,650	
東京エレクトロン	400	25,750.00	10,300,000	
住友商事	1,100	3,306.00	3,636,600	
B I P R O G Y	100	4,804.00	480,400	
三菱商事	3,700	2,455.50	9,085,350	
阪和興業	100	4,710.00	471,000	
ニプロ	200	1,422.00	284,400	
岩谷産業	200	1,648.00	329,600	
アステナホールディングス	500	437.00	218,500	
稲畑産業	100	3,160.00	316,000	
明和産業	400	702.00	280,800	
ユニ・チャーム	1,200	1,175.00	1,410,000	
東邦ホールディングス	100	4,115.00	411,500	
サンゲツ	100	2,860.00	286,000	
サンリオ	200	5,726.00	1,145,200	
東陽テクニカ	200	1,380.00	276,000	

加賀電子	100	2,679.00	267,900	
木曽路	100	2,148.00	214,800	
日本瓦斯	100	2,139.50	213,950	
リンガーハット	100	2,260.00	226,000	
M r M a x H D	400	673.00	269,200	
コメリ	100	2,947.00	294,700	
しまむら	100	8,848.00	884,800	
高 島 屋	300	1,323.50	397,050	
エイチ・ツー・オーリテイリング	100	2,303.50	230,350	
丸井グループ	100	2,572.50	257,250	
クレディセゾン	100	3,635.00	363,500	
イオン	700	3,740.00	2,618,000	
ケーズホールディングス	100	1,400.00	140,000	
あおぞら銀行	100	2,370.00	237,000	
三菱UFJフィナンシャルG	11,800	1,926.00	22,726,800	
りそなホールディングス	2,400	1,122.00	2,692,800	
三井住友トラストグルー	600	3,865.00	2,319,000	
三井住友フィナンシャルG	3,800	3,755.00	14,269,000	
千葉銀行	600	1,276.00	765,600	
群馬銀行	400	1,087.50	435,000	
武蔵野銀行	100	3,145.00	314,500	
筑波銀行	800	250.00	200,000	
七十七銀行	100	4,636.00	463,600	
ふくおかフィナンシャルG	200	4,132.00	826,400	
八十二銀行	500	979.90	489,950	
大垣共立銀行	100	2,118.00	211,800	
紀陽銀行	100	2,221.00	222,100	
山陰合同銀行	200	1,288.00	257,600	
琉球銀行	200	1,119.00	223,800	
セブン銀行	700	301.20	210,840	
みずほフィナンシャルG	2,400	4,261.00	10,226,400	
山口フィナンシャルG	200	1,689.00	337,800	
みずほリース	200	1,007.00	201,400	
東京センチュリー	200	1,492.50	298,500	
SBIホールディングス	300	4,341.00	1,302,300	
栃木銀行	700	294.00	205,800	
ア コ ム	600	402.30	241,380	
ジャックス	100	3,740.00	374,000	
オリックス	1,000	3,241.00	3,241,000	
三菱HCキャピタル	800	1,028.50	822,800	

大和証券G本社	1,300	1,078.00	1,401,400	
野村ホールディングス	3,100	990.20	3,069,620	
岡三証券グループ	300	637.00	191,100	
東海東京HD	600	501.00	300,600	
いちよし証券	500	838.00	419,000	
SOMPOホールディングス	900	4,277.00	3,849,300	
日本取引所グループ	1,100	1,602.00	1,762,200	
岩井コスモホールディング	100	2,453.00	245,300	
フィデアホール	200	1,476.00	295,200	
MS&AD	1,300	3,192.00	4,149,600	
第一生命HLDGS	800	4,149.00	3,319,200	
東京海上HD	1,800	5,040.00	9,072,000	
T&Dホールディングス	500	2,919.50	1,459,750	
三井不動産	2,500	1,398.00	3,495,000	
三菱地所	1,000	2,246.50	2,246,500	
東京建物	200	2,396.50	479,300	
住友不動産	300	5,352.00	1,605,600	
スターツコーポレーション	100	3,855.00	385,500	
リログループ	100	1,899.00	189,900	
MIRARTHホールディング	400	518.00	207,200	
イオンモール	100	1,941.00	194,100	
カチタス	100	2,145.00	214,500	
トーセイ	100	2,381.00	238,100	
東武鉄道	200	2,670.00	534,000	
東急	500	1,752.50	876,250	
京浜急行	300	1,350.50	405,150	
小田急電鉄	300	1,484.00	445,200	
京王電鉄	100	3,909.00	390,900	
京成電鉄	300	1,450.00	435,000	
富士急行	100	2,337.00	233,700	
東日本旅客鉄道	1,000	2,732.50	2,732,500	
西日本旅客鉄道	400	2,777.00	1,110,800	
東海旅客鉄道	700	2,883.00	2,018,100	
西武ホールディングス	200	3,313.00	662,600	
鴻池運輸	100	3,050.00	305,000	
ハマキョウレックス	200	1,303.00	260,600	
近鉄グループHLDGS	200	3,296.00	659,200	
阪急阪神HLDGS	200	3,895.00	779,000	
南海電鉄	100	2,548.50	254,850	
京阪ホールディングス	100	3,298.00	329,800	

名古屋鉄道	200	1,704.00	340,800	
ヤマトホールディングス	300	1,859.50	557,850	
山 九	100	5,657.00	565,700	
ニッコンホールディングス	100	2,230.50	223,050	
セイノーホールディングス	100	2,328.00	232,800	
日本郵船	400	4,833.00	1,933,200	
商船三井	400	5,271.00	2,108,400	
川崎汽船	400	1,945.00	778,000	
九州旅客鉄道	100	3,776.00	377,600	
SGホールディングス	300	1,432.50	429,750	
NIPPON EXPRESS	300	2,457.50	737,250	
日本航空	400	2,546.00	1,018,400	
ANAホールディングス	500	2,877.50	1,438,750	
住友倉庫	100	2,696.00	269,600	
大栄環境	100	2,816.00	281,600	
上 組	100	3,340.00	334,000	
TBSホールディングス	100	4,222.00	422,200	
日本テレビHLDS	200	2,855.00	571,000	
スカパーJSATHD	200	911.00	182,200	
日本電信電話	54,400	151.80	8,257,920	
K D D I	1,300	5,196.00	6,754,800	
ソフトバンク	29,000	201.50	5,843,500	
GMOインターネットグループ	100	2,758.50	275,850	
K A D O K A W A	100	3,203.00	320,300	
東京電力H D	1,600	398.60	637,760	
中部電力	600	1,601.00	960,600	
関西電力	800	1,729.50	1,383,600	
中国電力	400	867.40	346,960	
北陸電力	300	825.50	247,650	
東北電力	500	1,129.00	564,500	
四国電力	200	1,160.50	232,100	
九州電力	500	1,287.50	643,750	
北海道電力	300	740.00	222,000	
電源開発	100	2,545.50	254,550	
東京瓦斯	400	4,369.00	1,747,600	
大阪瓦斯	400	3,016.00	1,206,400	
東邦瓦斯	100	3,770.00	377,000	
東 宝	100	7,047.00	704,700	
NTTデータグループ	500	2,984.00	1,492,000	
イチネンホールディングス	200	1,784.00	356,800	

D T S	100	4,225.00	422,500	
スクウェア・エニックス・HD	100	6,308.00	630,800	
カプコン	400	3,569.00	1,427,600	
日本空港ビルデング	100	5,067.00	506,700	
S C S K	200	3,473.00	694,600	
セコム	400	5,166.00	2,066,400	
アイネス	100	1,740.00	174,000	
メイテックグループホールデ	100	2,973.50	297,350	
T K C	100	3,740.00	374,000	
富士ソフト	100	9,800.00	980,000	
船井総研ホールディン	100	2,377.00	237,700	
N S D	100	3,340.00	334,000	
コナミグループ	100	16,345.00	1,634,500	
学 究 社	100	2,022.00	202,200	
ダイセキ	100	3,720.00	372,000	
トラスコ中山	100	1,986.00	198,600	
ヤマダホールディングス	700	450.00	315,000	
ニトリホールディングス	100	17,790.00	1,779,000	
吉野家ホールディングス	100	2,933.00	293,300	
サガミホールディングス	100	1,734.00	173,400	
因幡電機産業	100	3,754.00	375,400	
王将フードサービス	100	2,902.00	290,200	
バローホールディングス	100	2,160.00	216,000	
ミスミグループ本社	300	2,298.50	689,550	
ファーストリテイリング	100	49,200.00	4,920,000	
ソフトバンクグループ	900	9,455.00	8,509,500	
スズケン	100	4,683.00	468,300	
サンドラッグ	100	4,133.00	413,300	
合計			715,823,510	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2025年2月4日から2025年8月3日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

財形株投（年金・住宅財形30）

(1)【中間貸借対照表】

（単位：円）

	当中間計算期間末 2025年8月3日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	38,959,570
親投資信託受益証券	566,109,387
未収利息	994
流動資産合計	605,069,951
資産合計	605,069,951
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	161,397
未払委託者報酬	1,259,227
その他未払費用	16,045
流動負債合計	1,436,669
負債合計	1,436,669
純資産の部	
元本等	
元本	506,099,929
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	97,533,353
（分配準備積立金）	79,108,061
元本等合計	603,633,282
純資産合計	603,633,282
負債純資産合計	605,069,951

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当中間計算期間 自 2025年2月4日 至 2025年8月3日
営業収益	
受取利息	65,765
有価証券売買等損益	16,638,030
営業収益合計	16,703,795
営業費用	
受託者報酬	161,397
委託者報酬	1,259,227
その他費用	16,045
営業費用合計	1,436,669
営業利益又は営業損失（ ）	15,267,126
経常利益又は経常損失（ ）	15,267,126
中間純利益又は中間純損失（ ）	15,267,126
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	308,761
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	84,239,041
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,845,447
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,845,447
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,127,022
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,127,022
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	97,533,353

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自2025年2月4日 至2025年8月3日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2025年8月3日現在
1. 1 期首元本額	521,048,601円
期中追加設定元本額	16,759,462円
期中一部解約元本額	31,708,134円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	506,099,929口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自2025年2月4日 至2025年8月3日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2025年8月3日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2025年8月3日現在
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	当中間計算期間末 2025年8月3日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1927円 (11,927円)

（参考）

当ファンドは、「財形公社債マザーファンド」受益証券、「財形株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「財形公社債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2025年8月3日現在 金 額 (円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	122,757,810
国債証券	295,824,819
地方債証券	677,559,916
特殊債券	44,654,642
未収利息	426,630
流動資産合計	1,141,223,817

資産合計	1,141,223,817
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	1 865,258,268
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	275,965,549
元本等合計	1,141,223,817
純資産合計	1,141,223,817
負債純資産合計	1,141,223,817

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自2025年2月4日 至2025年8月3日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び特殊債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2025年8月3日現在
1. 1 期首	2025年2月4日
期首元本額	878,577,395円
期中追加設定元本額	- 円
期中一部解約元本額	13,319,127円
期末元本額の内訳	
ファンド名	

財形株投（一般財形50）	327,705,818円
財形株投（一般財形30）	240,283,989円
財形株投（年金・住宅財形30）	297,268,461円
計	865,258,268円
2. 期末日における受益権の総数	865,258,268口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年8月3日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2025年8月3日現在
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	2025年8月3日現在
1口当たり純資産額	1.3189円
(1万口当たり純資産額)	(13,189円)

「財形株式マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2025年8月3日現在 金額（円）
--	----------------------

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	34,464,818
株式	718,861,690
派生商品評価勘定	1,833,480
未収入金	279,801
未収配当金	907,546
未収利息	880
差入委託証拠金	1,966,256
流動資産合計	758,314,471
資産合計	758,314,471
負債の部	
流動負債	
前受金	1,792,800
流動負債合計	1,792,800
負債合計	1,792,800
純資産の部	
元本等	
元本	1 236,468,772
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	520,052,899
元本等合計	756,521,671
純資産合計	756,521,671
負債純資産合計	758,314,471

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自2025年2月4日 至2025年8月3日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式

	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2025年8月3日現在
1. 1 期首	2025年2月4日
期首元本額	268,370,820円
期中追加設定元本額	824,659円
期中一部解約元本額	32,726,707円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
財形株投（一般財形50）	138,250,875円
財形株投（一般財形30）	43,816,167円
財形株投（年金・住宅財形30）	54,401,730円
計	236,468,772円
2. 期末日における受益権の総数	236,468,772口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年8月3日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
-----------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種類	2025年8月3日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超		
市場取引				
株価指数				
先物取引				
買建	33,595,200	-	35,430,000	1,834,800
合計	33,595,200	-	35,430,000	1,834,800

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2025年8月3日現在
1口当たり純資産額	3.1992円
(1万口当たり純資産額)	(31,992円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年8月29日

資産総額	612,061,037円
負債総額	204,702円
純資産総額（ - ）	611,856,335円
発行済数量	506,990,192口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.2068円

(参考) 財形公社債マザーファンド

純資産額計算書

2025年8月29日

資産総額	1,140,839,752円
負債総額	0円
純資産総額（ - ）	1,140,839,752円
発行済数量	865,258,268口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.3185円

(参考) 財形株式マザーファンド

純資産額計算書

2025年8月29日

資産総額	771,765,076円
負債総額	2,200,160円
純資産総額（ - ）	769,564,916円
発行済数量	230,654,296口
1単位当たり純資産額（ / ）	3.3364円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
ありません。

(3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2025年8月末日現在

資本金の額 414億2,454万1,896円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 326万657株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：2024年10月1日262億5,026万9,396円増加しました。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2025年8月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	85	401,125
追加型株式投資信託	788	32,820,669
株式投資信託 合計	873	33,221,794
単位型公社債投資信託	71	136,315
追加型公社債投資信託	14	1,493,227
公社債投資信託 合計	85	1,629,542
総合計	958	34,851,336

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

3．財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	4,813	13,153
有価証券	503	1,194
前払費用	481	513
未収委託者報酬	16,513	19,097
未収収益	78	110
関係会社短期貸付金	23,400	70,000
その他	88	94
流動資産計	45,878	104,164
固定資産		
有形固定資産	1	61
建物	2	0
器具備品	174	59
建設仮勘定	0	0
無形固定資産	1,342	1,160
ソフトウェア	1,063	1,062
ソフトウェア仮勘定	279	97
その他	-	0
投資その他の資産	13,660	14,856
投資有価証券	8,448	9,348
関係会社株式	3,475	3,414
出資金	177	34
長期差入保証金	1,021	1,049
繰延税金資産	524	995
その他	12	13

固定資産計	15,180	16,077
資産合計	61,058	120,241

(単位:百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	158	134
未払金	6,187	6,757
未払収益分配金	39	62
未払償還金	12	12
未払手数料	5,849	6,660
その他未払金	2 285	22
未払費用	5,035	5,997
未払法人税等	3,842	4,121
未払消費税等	872	763
賞与引当金	1,048	1,456
その他	1	0
流動負債計	17,146	19,233
固定負債		
退職給付引当金	2,227	2,300
役員退職慰労引当金	62	58
固定負債計	2,289	2,358
負債合計	19,435	21,592
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	41,424
資本剰余金		
資本準備金	11,495	37,745
資本剰余金合計	11,495	37,745
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,048	17,743
利益剰余金合計	13,422	18,117
株主資本合計	40,092	97,287
評価・換算差額等		

その他有価証券評価差額金	1,530	1,361
評価・換算差額等合計	1,530	1,361
純資産合計	41,623	98,649
負債・純資産合計	61,058	120,241

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	76,221	91,634
その他営業収益	717	1,233
営業収益計	76,939	92,868
営業費用		
支払手数料	31,497	37,180
広告宣伝費	947	1,124
調査費	10,709	13,135
調査費	1,700	1,954
委託調査費	9,009	11,180
委託計算費	1,783	1,957
営業雑経費	2,285	3,114
通信費	163	167
印刷費	514	483
協会費	51	57
諸会費	18	18
その他営業雑経費	1,538	2,388
営業費用計	47,224	56,512
一般管理費		
給料	6,601	7,599
役員報酬	483	453
給料・手当	4,543	5,116
賞与	527	572
賞与引当金繰入額	1,048	1,456
福利厚生費	969	1,070
交際費	96	108
旅費交通費	192	247
租税公課	508	1,004
不動産賃借料	1,269	1,298
退職給付費用	334	349
役員退職慰労引当金繰入額	6	6

固定資産減価償却費	478	444
諸経費	1,888	2,164
一般管理費計	12,346	14,293
営業利益	17,368	22,061

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
営業外収益		
受取配当金	32	959
投資有価証券売却益	220	387
有価証券償還益	40	183
受取利息	4	95
その他	89	76
営業外収益計	388	1,703
営業外費用		
投資有価証券売却損	1	176
有価証券償還損	196	4
その他	18	54
営業外費用計	215	235
経常利益	17,540	23,528
特別利益		
投資有価証券売却益	-	1 380
固定資産売却益	-	2 110
特別利益計	-	491
特別損失		
固定資産売却損	-	3 101
システム刷新関連費用	153	-
投資有価証券評価損	132	-
特別損失計	286	101
税引前当期純利益	17,253	23,918
法人税、住民税及び事業税	5,533	7,763
法人税等調整額	139	397
法人税等合計	5,394	7,366
当期純利益	11,859	16,552

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)

(単位:百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 10,316	△ 10,316	△ 10,316
当期純利益	-	-	-	11,859	11,859	11,859
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	1,543	1,543	1,543
当期末残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	534	534	39,084
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 10,316
当期純利益	-	-	11,859
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	995	995	995
当期変動額合計	995	995	2,538
当期末残高	1,530	1,530	41,623

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092
当期変動額						
新株の発行	26,250	26,250	-	-	-	52,500
剰余金の配当	-	-	-	△ 11,858	△ 11,858	△ 11,858
当期純利益	-	-	-	16,552	16,552	16,552
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	26,250	26,250	-	4,694	4,694	57,195
当期末残高	41,424	37,745	374	17,743	18,117	97,287

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,530	1,530	41,623
当期変動額			
新株の発行	-	-	52,500
剰余金の配当	-	-	△ 11,858
当期純利益	-	-	16,552
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 168	△ 168	△ 168
当期変動額合計	△ 168	△ 168	57,026
当期末残高	1,361	1,361	98,649

注記事項

(重要な会計方針)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

（２）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当事業年度末要支給額を計上しております。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

５．その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

当社は株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しておりましたが、2024年10月1日の第三者割当増資により、株式会社大和証券グループ本社の100%子会社ではなくなったため、株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度から離脱しています。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年 9 月13日 企業会計基準委員会）等

- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

（１）概要

IFRS第16号の主要な定めを採り入れた新リース会計基準であります。借手の会計処理として、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（２）適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（表示方法の変更）

（損益計算書関係）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取利息」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた93百万円は、「受取利息」4百万円、「その他」89百万円として組替えております。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	39百万円	40百万円
器具備品	308百万円	269百万円

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
未払金	236百万円	- 百万円

3 保証債務

前事業年度(2024年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,354百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2025年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,341百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

1 投資有価証券売却益の項目

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
投資有価証券売却益		
非上場株式	- 百万円	380百万円

2 固定資産売却益の項目

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
固定資産売却益		
美術品	- 百万円	83百万円
ゴルフ会員権	- 百万円	26百万円

3 固定資産売却損の項目

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
固定資産売却損		
美術品	- 百万円	85百万円
ゴルフ会員権	- 百万円	15百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-------	--------------------	-----------------	-----	-------

2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,316	3,955	2023年 3月31日	2023年 6月27日
----------------------	------	--------	-------	----------------	----------------

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	11,858百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,546円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月20日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	652	-	3,260
合 計	2,608	652	-	3,260

2024年10月1日付で株式会社かんぽ生命保険より第三者割当増資に係る払込を受け、株式を発行しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	11,858	4,546	2024年 3月31日	2024年 6月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	16,551百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,076円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月20日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したことにより発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

() 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度(2024年3月31日)

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	144	8,141	-	8,285
資産合計	144	8,141	-	8,285

当事業年度(2025年3月31日)

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	2,230	7,968	-	10,199
資産合計	2,230	7,968	-	10,199

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

市場で取得した株式及び上場投資信託は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託のうちレベル1の時価を採用しているもの以外は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式	666	342
子会社株式	1,448	1,386
関連会社株式	2,027	2,027

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,448百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,386百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
--	-------------------	---------------	-------------

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	144	55	89
(2)その他	6,597	4,268	2,329
小計	6,742	4,323	2,419
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,543	1,756	213
小計	1,543	1,756	213
合計	8,285	6,079	2,205

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	120	55	65
(2)その他	7,230	5,161	2,068
小計	7,350	5,216	2,134
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,848	3,020	172
小計	2,848	3,020	172
合計	10,199	8,236	1,962

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 342百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	-	-	-
(2)その他 証券投資信託	1,455	220	1
合計	1,455	220	1

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	704	380	-
(2)その他 証券投資信託	3,039	387	176
合計	3,744	767	176

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について132百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

2．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,276百万円	2,227百万円
勤務費用	138	149
退職給付の支払額	266	166
その他	78	89
退職給付債務の期末残高	2,227	2,300

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,227百万円	2,300百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,227	2,300
退職給付引当金	2,227	2,300
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,227	2,300

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	138百万円	149百万円
その他	9	8
確定給付制度に係る退職給付費用	147	158

(注)その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度187百万円、当事業年度191百万円であります。

(税効果会計関係)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当事業年度 (2025年 3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	681	724
賞与引当金	262	340
未払事業税	197	260
投資有価証券評価損	204	171
株式報酬費用	115	150
関係会社株式評価損	155	87
出資金評価損	94	14
システム関連費用	25	-
その他	173	157
繰延税金資産小計	1,910	1,907
評価性引当額	486	277
繰延税金資産合計	1,424	1,629
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	740	633
連結法人間取引(譲渡益)	159	-
繰延税金負債合計	899	633
繰延税金資産の純額	524	995

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2024年 3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(2025年 3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年 3月31日に国会で成立し、2026年 4月 1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税の創設に伴う法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から2026年 4月 1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が22百万円増加、法人税等調整額が22百万円減少しております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が91,634百万円、その他1,233百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに
当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の
金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

１．関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	㈱大和証券 グループ 本社	東京都 千代田 区	247,397	証券持 株会社 業	被所有 100.0	あり	経営管 理	資金の貸付	11,100	関係会 社 短期貸 付金	23,400
								利息の受取 (注)	0	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	㈱大和証券 グループ 本社	東京都 千代田 区	247,397	証券持 株会社 業	被所有 80.0	あり	経営管 理	資金の貸 付	63,600	関係会 社 短期貸 付金	70,000
								利息の受 取 (注1)	89	-	-
その他の 関係 会社	㈱かんぼ 生命保険	東京都 千代田 区	500,000	生命保 険業	被所有 20.0	あり	投資顧 問契約 の締結	投資顧問 報酬 (注2)	215	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。

なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 投資顧問報酬については市場実勢を勘案して合理的に決定しております。

(イ)財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高 (百万 円)
						役員 の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商 品取引 業	所有 直接100.0	なし	経営管 理	債務保証 (注)	2,354	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高 (百万 円)
						役員 の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商 品取引 業	所有 直接100.0	なし	経営管 理	債務保証 (注)	2,341	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等 の 名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の関係				
同一の 親会社 をもつ 会社	大和証券(株)	東京都 千代田 区	100,000	金融商品 取引業	-	なし	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	証券投資信 託の代行手 数料 (注2)	13,749	未払手 数料	3,491
							本社ビル の管理	不動産の賃 借料(注3)	1,030	長期差 入保証 金	1,010

同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	なし	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守 (注4)	902	未払費用	87
-------------	---------	--------	-------	---------	---	----	--------------	----------------------	-----	------	----

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上の関係				
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料 (注2)	15,779	未払手数料	3,657
							本社ビルの管理	不動産の賃借料(注3)	1,038	長期差入保証金	1,037
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	なし	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守 (注4)	857	未払費用	77

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1株当たり純資産額	15,956.63円	1株当たり純資産額	30,254.44円
1株当たり当期純利益	4,546.57円	1株当たり当期純利益	5,642.31円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益(百万円)	11,859	16,552
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,933,697

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2024年5月15日、株式会社かんば生命保険と資本業務提携を締結し、本提携に基づき2024年10月1日、かんば生命保険を引き受け先とする第三者割当増資を実施いたしました。

2025年3月31日、株式会社大和証券グループ本社、株式会社かんば生命保険、三井物産株式会社、三井物産かんばアセットマネジメント株式会社及び三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社と、オルタナティブ資産運用分野における資本業務提携を締結いたしました。

2025年7月1日、株式譲渡取引により大和かんばオルタナティブインベストメンツ株式会社（旧商号：三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社）を子会社化いたしました。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (2025年03月末日現在)	事業の内容	備考
受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円	(注6)	
再信託受託会社	株式会社日本カスト ディ銀行	51,000百万円	(注6)	
販売会社	大和証券株式会社	100,000百万円	(注1)	

(注1) 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(注2) 主として中小企業向け融資業を営んでいます。

(注3) 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(注4) 全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

(注5) 協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。

(注6) 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(注7) 信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。

(注8) 保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

(注9) 保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

(注10) 全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

(注11) 労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

(注12) 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。

(注13) 資産運用業務を行なっています。

(注14) 資産運用業務、投資助言業務および情報提供業務を行なっています。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

再信託受託会社は、受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部（信託財産の管理等）を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

- ・ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
 - ・ 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
 - ・ 委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。
 - ・ 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
 - 委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
 - 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・ 使用開始日を記載することがあります。
 - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - 届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - 届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
 - ・ 次の事項を記載することがあります。
 - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
 - ・ 委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。
 - ・ ファンドの形態等を記載することがあります。
 - ・ 図案を採用することがあります。
 - ・ ファンドの管理番号等を記載することがあります。
 - ・ 委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。
 - ・ UD FONT マークおよび説明文を記載することがあります。
- (2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	渡部 啓太
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	松田 好弘
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月28日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山 範之
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内 知明
--------------------	-------	-------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている財形株投（年金・住宅財形30）の2024年2月2日から2025年2月3日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財形株投（年金・住宅財形30）の2025年2月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月19日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

秋山 範之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

竹内 知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている財形株投（年金・住宅財形30）の2025年2月4日から2025年8月3日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、財形株投（年金・住宅財形30）の2025年8月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年2月4日から2025年8月3日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １． 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) ２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。